

被災者生活再建支援金制度の申請手続きについて

支援の内容

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するものです。

支援金は2種類あります。

基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給するもの)

全壊等 100万円 大規模半壊 50万円

被災した住宅は、持ち家だけではなく、マンション、アパートなど賃借し居住していたものも含まれます。また、在留外国人の方も支援の対象となります。

加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給するもの)

建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借(民間) 50万円

申請手続き

申請手続きの原則は ですが、今回の災害が前例のない大規模災害であることから、の弾力的な運用を行っています。

また、基礎支援金を先に申請することができます。

< 原則 >

申請窓口 市町村

申請時の添付書類

基礎支援金 : リ災証明書、住民票、預金通帳の写し

加算支援金 : 契約書(住宅の購入、賃貸借)の写し

申請期間

災害発生日から、基礎支援金は13カ月以内、加算支援金は37カ月以内

< 弾力的運用 >

リ災証明書～市町村による現地確認等で発行に時間を要することから、一見して住宅全部が倒壊しているなどが確認できる写真の持参でも申請を受け付けます。

住民票～住民票は、本人確認書類がなくても、口答質問等により本人と確認できれば交付されます。

また、住民票の提出が困難な場合には、市町村が口頭質問等により本人であることや被災世帯に属する者の数を確認できれば、申請を受理します。

外国人世帯にあつては、住民票に代えて、外国人登録証明書写しを添付することにより、住民票に準じた取り扱いとなります。

預金通帳の写し～お持ちの口座の銀行・支店名、口座番号をお伝えいただければ結構です。